

2025 年度

(令和 7 年度)

事 業 計 画

社会福祉法人 慈愛会

## 2025年度 慈愛会事業計画

### I. 基本理念

私たち一人ひとは、愛される者として存在している。

私たちは、利用者一人ひとりを大切な独自の存在として尊重しなければならない。

それは、利用者にかかわる職員が、先ず心を開いて自分があるがままに受け入れ、生命を与えられたことに感謝し、同時にお互いをひとりの大切な人として認め合うことから始まる。

私たちは、ひとりの人から、ひとりの人へという触れ合いを、何よりも大切にしたい。

### II. 2025（令和7）年度 経営方針（慈愛会の今年度めざす方向）

はじめに

2025年度の経営方針を園長会で決定いたしました。

今年度は、国において①「全世代型社会保障構築会議」の方針等を踏まえ、人口減少社会に向けた事業展開、サービス提供体制の在り方等に関する検討の継続、②「地域共生社会の在り方検討会議」において人口減少地域における社会福祉法人の経営課題等を踏まえて事業展開方法等を議論、③「骨太方針2024」（令和6年6月・閣議決定）で「中長期的な介護サービス提供体制を確保するビジョンの在り方について検討」することとされたため、厚労省は「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会を令和7年1月に設置した。

「地域共生社会の在り方検討会議」での議論のポイントは、①地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化、②人口減少局面における社会福祉法人の経営課題を踏まえた事業展開方策、③今後の事業展開に向けた環境整備について、以下の論点、(1)「地域の公益的な取組」の更なる展開、(2)人口減少局面でサービスの持続性を確保するための複数法人の「連携・協働」、(3)「社会福祉連携推進法人」の活用促進策等、が検討されている。また「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の議論のポイントは、①2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中で、地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築することを目指す。(2)先ずは、高齢者施策を検討、他の福祉サービスも含めた共通課題についても検討されている。主な論点は、人口減少スピードの地域差が顕著となる中、サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制や介護人材確保・定着、テクノロジー活用による生産性向上等が検討されている。

慈愛会の2040年、2050年の在り方は、どのような姿があるべき姿なのか。時間軸と共に地域軸、つまり大刀洗地区、糸島地区、宮崎地区の周辺市町村を含む人口動態及び種別の特徴に基づく、福祉ニーズの変化に対応するビジョンの姿を描くための将来計画の作成が必要である。

慈愛会の新ビジョンである「慈愛会ビジョン 2025」の実践のポイントを3年間チェックして頂き、各施設・事業所ごとのビジョンの進捗状況が数値化、グラフ化され特徴が見える化されました。

低い項目の強化、高い項目の更なる深化等、今年度事業計画への反映をお願いします。

また、慈愛会組織のマネジメント含む将来像を描くべく検討を開始しています。今後すべての業種において人材の確保・育成・定着は喫緊の課題であり、事業継続に向けて法人の最大の課題となります。職員採用に関して、一部職員の希望に応じ、法人内異動でキャリア形成が可能な、法人内異動を前提とした採用、及び「施設別採用」の他「職種別採用」の採用枠の検討致します。慈愛会でもビジョンに沿って人材戦略の構築に取り組んでおり、法人への人事専門部署設置等を進めます。

キャリアパス対応研修、Do-CAP システムの在り方の再考、新任職員含む自身の将来像を描けるシステムの検討等、育成・定着に向けた組織の在り方を再考します。

長い期間のコロナ禍の中、研修の中止、Zoom 会議による実施、対面、集合での会議、研修の中止等があり、社会及び法人内部でのコミュニケーション不足を実感します。そのため法人職員個々にまで行き届いた心理的、技術的、知識的フォローを、今年度さらに目標化し進めます。

具体的には、コンプライアンスに関しては、「人事案件」「虐待に関する案件」等施設内のみでなく、法人としての「相談窓口の設置」の検討、管理職、一般職員対象のハラスメント研修の実施及び職員のメンタルヘルスを依頼可能な医療機関との連携等を検討致します。

次に、サービスの質の向上にむけて、慈愛会理念、及び社会福祉法人としてのミッション、目的の再確認が必要です。社会福祉法人としての慈愛会の方向性の職員個々への浸透に取り組みます。福祉の現場として法を順守し、公正・公平を旨とし、利用者の尊厳を守りつつ、最後まで人生を豊かに過ごして頂ける支援を心がける法人を目指します。

それには、従事する職員の方々の医療・福祉人としての自覚、専門性の醸成、及び慈愛会の現場で働くことの喜びを一人ひとりの職員が具現化できるように、より一層の各種計画を実行します。

専門性の醸成に関しては、全施設共通の「看護師」「栄養士・調理師」「介護支援専門員」等法人内職種別専門職研修の随時開催の検討を開始します。

能登半島地震等日本において、災害が継続して発生しています。

災害等の法人体制に関して、介護関係では 2024 年 4 月から BCP（事業継続計画）の策定が義務づけられました。地震、水害、コロナ、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染に対する BCP、BCM（事業継続マネジメント）を再整理し、各施設の BCP・BCMを「大刀洗地区」「糸島地区」「宮崎地区」、及び法人全体としての連絡網及び連携の在り方の検討が必要です。

災害時の指示命令体制や招集方法等を明確にし、災害を想定した各地区での施設間連携の訓練等の検討をします。

最後に、法人の財務状況の改善・強化が必要です。法人内事業の医療・福祉事業が公定価格での経営であり、国の財政状況の厳しさから、特に高齢関係事業の公定価格が削減されており厳しい状況にあります。

現場のサービスの質と向上が守られ、職員の方々の福祉・医療に生きる満足があつてこそ、社会福祉法人としての経営満足があることを再度確認し、個々の現場まで浸透させる年度とします。

今年度の法人内各事業所の重点事項を下記に示します。

「清心慈愛園」では、①聖ヨゼフ園・清心乳児園との合同改築事業に向けた検討の継続、②こどもの意見表明等（こどもアドボカシー）への取り組み強化、③医療機関、行政等との連携した生活環境調整、④働き方改革及び職場環境（職員満足度）への取り組み強化、⑤自立（就職・進学）へ向けた支援を行います。

「医療福祉センター聖ヨゼフ園」では、①重症心身障害児者における意思決定支援、②地域移行の在り方を検討、③第三者評価の受審、④介護ロボット・ICT/IOT および電子カルテ等デジタルトランスフォーメーションの検討、⑤近隣住民との支えあい、既存のサービスを越えた対象者へ福祉的支援など多様で先駆的な事業展開を検討します。⑥働き方改革の推進、安定化、⑦人材確保と定着、⑧自治体・社会福祉協議会・医師会等と各職能団体との連携、⑨災害対策・BCP におけるシミュレーションの実施、また、近隣市町村のニーズに応え、令和6年4月より児童発達支援事業および放課後等デイサービスを開設いたしました。

「清心乳児園」では、2025年度は全面改築については延期となりましたが、私たちにとって新たな建物に変わっても、こどもたち・そのご家族、そして職員が守られ安心できるように私たちのこれまでの出会いから学んだこと、その原点に立ち返り、「すべてのいのちを大切に～私たちはいのちの輝きがみえる養育をめざします～」を重点方針として取り組みます。

重点事項については昨年度同様に①乳幼児総合支援センター確立 ②こども ③職員という3本の柱をたてそれぞれ具体的方策を掲げ改善、達成に向けて取り組んでいきます。

「富の里」では、①2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み、②人材確保と次世代育成、③職員満足度の向上と現場業務の付加価値の創造を行います。また、事業遂行においては、上記の重要事項を達成するために、「医療機関との連携強化」、「地域との連携強化」を進めていきます。

「篠原の里」では、①利用者の自己実現に向けた支援、②職員の専門性の強化（スキルアップ）、③働き方改革と関連した業務見直し、④「地域における公益的な取り組み」の充実のために、地域の課題やニーズの更なる把握に努め、対応の充実を図ります。

「源藤の里こころ」では、①地域への公益的な取り組みの充実（児童学習支援団体ラーニングパークへとの交流、住民参加型介護予防・生活支援推進事業（ゆう源藤）の職員派遣継続、宮崎南小学校児童との交流促進等）、②糸島地区との職員交流、情報共有による事業内容の充実、③職員の専門性の強化（スキルアップ）と人材育成、④現状の組織体制の抜本的な見直しと、収支バランスの均衡に向けての新たな取り組みを行います。

### Ⅲ. 法人部会等について

#### 1. 法人部会組織

- (1) 園長会（毎月1回、平成13年5月10日設置）
- (2) 法人運営委員会（毎月1回、平成13年5月10日設置）
- (3) 法人全体会（年2回、平成9年9月1日設置）
- (4) 各専門部会（随時）
  - ① 法人全体研修部会（平成9年9月1日設置）
  - ② 法人サービス評価部会（平成11年7月1日設置）
  - ③ 法人リスクマネジメント部会（平成14年4月1日設置）
  - ④ 法人地域福祉部会（平成19年4月1日設置）
  - ⑤ 法人心理士会（令和2年7月20日設置）
  - ⑥ 法人感染対策部会（令和4年4月1日設置）

#### 2. 2025（令和7）年度 法人運営委員会・各専門部会の計画

- (1) 法人運営委員会及び各専門部会は、「慈愛会ビジョン2025」及び「2025（令和7）年度 経営方針（慈愛会の今年度めざす方向）」に沿う活動を行う。

##### ① 法人運営委員会【2025年度（令和7年度）事業計画】

###### (1) 概要

法人運営委員会では、園長会からの答申並びに法人事務局及び各施設・部会からの報告を受け必要に応じて施設を超えた意見交換を行います。特に法人全体で進めるべき「人材育成及び確保」「働き方改革への対応」「感染・災害対策等BCP」「社会福祉法人の在り方について」など各施設幹部が、同じ方向を向いて事業運営を行うための情報共有を行います。

###### (2) 会議日程

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日	14	12	9	14	4	8	6	10	8	19	9	全体会
議事録	ヨ	慈	乳	富	ヨ	慈	乳	富	ヨ	慈	乳	富

###### (3) 会議内容

- ① 社会福祉制度改革への対応
- ② 職員研修体系推進について

- ③ 各地区将来構想委員会の報告
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する各施設報告
- ⑤ 働き方改革について
- ⑥ 人材確保対策について
- ⑦ 慈愛会ビジョンについて
- ⑧ 災害派遣・対策に関すること
- ⑨ 社会福祉法人の在り方について
- ⑩ ICT・IoTの活用について
- ⑪ 報告事項

(ア) 各施設・感染状況報告

(イ) 部会報告

※その他、必要に応じて随時会議

(4) 重点検討事項

- ① 人材育成・確保対策について
- ② 働き方改革について
- ③ 社会福祉法人の在り方について

(5) 個人情報保護推進委員会の開催 (3回/年)

② 法人全体研修部会【2025年度(令和7年度)事業計画】

(1) 令和7年度 法人研修部会 方向性

※ 慈愛会ビジョン 2025より(法人研修部会に当てはまるものを抜粋)

行動指針 1.1 人材の育成に向けた取組の強化

<長期ビジョン>

法人が目指す職員像に基づき、職務能力の開発および全人的な成長を目的とした人材育成に取り組めます。

<目的・考え方>

- キャリア形成や能力開発を行うための各種教育・研修の実施を行います。
- 高い専門性と倫理性を醸成します。
- 主体的、自立(自律も含む)的なリーダーの育成を強化します。
- 総合的な人材の育成を推進します。

<実践のポイント(中期目標)>

福祉職員としての、福祉観向上の研修・人間力向上に繋がる研修が行えているか。  
 コミュニケーション力の向上と、チームワークの向上に繋がる研修が行えているか。

研修において、専門教育機関(大学等)や専門業種との連携は行えているか。

職員の自己実現へ向けてのキャリアデザインの支援が行えているか。

管理職や指導的職員のリーダー層の育成を重視し、取り組んでいるか。

育成システムは、OJT、OFF-JT、SDSで構成しているか。

□OJTでは、指導内容や方法等の共通基準を作成し、意図的、計画的に行っているか。

□職員各自の研修受講履歴を管理し、個別研修計画を作成しているか。

□人材を法人継続の柱と捉え、うまく能力開発ができるように支援しているか。

(2) 令和7年度 法人研修部会方針

1) 経営方針 「7. 職員の資質向上」

(重点目標)

- ①研修部会主催研修の充実
- ②法人研修プログラム及び研修動画の整備
- ③専門部会との連携
- ④各施設での初任者育成の取組共有とサポーター研修の連携強化

(具体的方策と具体的取組)

①研修部会主催研修の充実と目的の明確化

(ア) 研修部会主催研修の充実

- i 法人新任職員研修の目的・内容の整理と講師と連携
- ii 法人全体研修会の外部講師での講演の検討
- iii 法人新任職員研修のプログラム及び研修内容の効果測定
- iv 交流が深められる研修企画に向けてのアンケート実施

②法人研修プログラム及び研修動画の整備

(ア) 研修プログラムの整備

- i 人材育成への意識の向上と目的の明確化
- ii 法人研修体系構築の整備継続と、より効率的・効果的な実施の推進

(イ) 研修動画の整備

- i 動画を使った研修が実施できる体制を整備と効率性の向上
- ii 法人事務局と連携し人事考課研修・働き方改革に伴う変更点等の動画の整備

③ 専門部会との連携

(ア) 専門部会（栄養士部会、接遇向上委員会、感染症予防委員会）との連携を図る。

- i 各専門部会との連携推進
- ii 栄養士部会研修会と活動の充実

④ 各施設での初任者育成の取組共有とサポーター研修との連携強化

- i 各施設での初任者育成の取組や工夫点の共有
- ii 法人新任職員研修と法人サポーター研修との連携の強化
- iii 各施設での研修会を法人内職員にズーム参加等で共有する仕組づくり

③ 法人サービス評価部会 【2025年度（令和7年度）事業計画】

(慈愛会ビジョン2025 2サービスの質の向上)

【重点項目と具体的な方策】

(1) 養育・支援の質の向上

ア 利用者本位のサービスの実現に向けた取り組み

- ・施設の状態を考慮して利用者間交流の企画、実施

イ 各施設のサービスの質の向上への取り組み

- ・清心乳児園：令和5年度第三者評価受審結果の改善推進。建て替えを見据えて、自己評価や勉強会等を活用しながら養育の質の向上に向けた取り組み
- ・清心慈愛園：令和6年度第三者評価受審結果に基づく取り組みの検討、改善。利用者アンケート、職員満足度調査の実施。養育の質向上の為、年1回職員自己評価、毎月のこども会議の実施
- ・聖ヨゼフ園：①福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に繋げる  
②利用者個々の個別支援会議を実施し（年2回）、日常生活の質の向上についての検討及び取り組みの実施  
③現状の支援（サービス）について、利用者・家族・職員からの声に耳を傾け、必要事項の改善に取り組むことでサービスの質の向上に繋げる
- ・富の里：利用者満足度調査（各部署）の継続と情報公表。職員へのフィードバック。結果から取り組める課題への取り組み
- ・篠原の里：利用者満足度調査（養護・デイそれぞれに）の継続。利用者からの意見については、利用者、家族へのフィードバックを実施。施設内委員会において、各部署の課題に向き合いサービスの質の向上を目指す

(2) 第三者評価に関する取り組み

ア 新情報の提供や受審・改善への取り組みの共有化

イ 評価項目・内容・スケジュール等各種別の第三者評価の違いを学ぶ

ウ イで学んだ施設を部会メンバーが内部評価を行い、施設内では気付きにくい強みや課題を発見・共有と各施設のサービスの更なる質の向上に努める

(3) 接遇向上委員会の充実

ア 広報誌の発行（年2回発行、後期は接遇自己チェックの報告）

イ 接遇自己チェック（9月実施）

ウ 各施設の接遇研修で使用できる動画を活用した資料作り

④ 法人リスクマネジメント部会【2025年度（令和7年度）事業計画】

※ 慈愛会ビジョン2025より（法人リスクマネジメント部会に該当する部分を抜粋）

行動指針1 人権の尊重

- ① 虐待を発生させない体制づくり
- ② 意見・要望等・相談体制の整備

行動指針2 サービスの質の向上

- ① 苦情解決制度における第三者委員の活用
- ② 保健・医療・福祉サービス提供事故等の未然防止

行動指針4 生活環境・利用環境の向上

- ① 安心・安全な施設・整備環境の整備
- ② 事業継続マネジメントの実践

◎ 令和7年度 法人リスクマネジメント部会方針

(1) 経営方針

(重点目標)

ア 利用者の安全安心の確保

※ 虐待・権利侵害の根絶に向けての検討

- イ 災害時の各地区、各施設との連携とBCPの整備
- ウ 各施設との情報共有の充実と連携

(具体的方策と具体的取組)

ア 利用者の安全安心の確保

権利擁護、権利侵害の理解と周知

- ① 各施設での職員研修等での周知
- ② 虐待を発生させない体制づくり  
各施設の委員会での検討、対策の実施と情報の共有
- ③ サービス提供における事故やミスの未然防止、再発防止に向けた取組み
- ④ 意見・要望等・相談体制の整備（第三者委員へ報告し、助言をもらう）

イ 災害時の各地区、各施設との連携とBCPの整備

災害時の各地区との連携体制の構築

- ① 各地区での合同防災訓練の実施  
地域、消防との合同訓練（糸島地区）  
3施設合同の訓練（大刀洗地区）児童施設での合同避難訓練の継続
- ② 各地区での災害時の協力体制の構築  
各施設の担当者の選任と協力依頼の基準の確認
- ③ 自然災害などの緊急事態に備え、利用者・職員等の生命と安全を守って  
事業を継続していくためのBCP（事業継続計画）の見直し修正
- ④ 各施設の備蓄品等の確認と連絡手段の検討

ウ 各施設との情報共有の充実と連携

(ア) 各施設の報告（事故、ヒヤリハット、意見要望）

- ① 各施設の事例報告の情報共有の充実
- ② 各施設での取り組み（成功体験・失敗体験等）の共有
- ③ ハラスメントの理解と周知についての検討  
利用者・保護者からのハラスメント（事例等から学び検討）  
職員間のハラスメント（職員への周知と理解）

## ⑤ 法人地域福祉部会【2025年度（令和7年度）事業計画】

### （1）令和7年度 法人地域福祉部会 方向性

#### ア 基本方針

当法人の『法人理念』・『経営方針』・『慈愛会ビジョン 2025(行動指針5 地域共生社会の実現)』に沿って、国が進める「地域共生社会」および国連が提唱する「SDGs(持続可能な開発目標)」を念頭に、社会福祉法人としての役割を果たすべく、法人内外と協働して、地域社会に向けた取組みを進める。

#### イ 重点目標

- (ア) 当部会の本質的な在り方の検討(部会の役割の再考)
- (イ) 時世に応じて多様化・複雑化する地域課題や生活課題の把握に努める。
- (ウ) 「社会・地域における公益的な取組み」を法人全体で推進できるよう連携する。

#### ウ 活動内容

- (ア) 「社会・地域における公益的な取組み」等の推進
  - \* 『慈愛会ビジョン 2025(行動指針5 地域共生社会の実現)』  
実践のポイント（中期目標）①③⑤⑥⑦⑨⑩⑪をベースに
    - ・各施設での公益的取組みの実施状況、近隣地域の援助ニーズの共有
    - ・各施設が実施する取組み等への参画  
(情報共有や参加調整等に関する具体的な仕組み作り)
    - ・部会独自の取組みの企画・実施（状況に応じて）
    - ・先駆的な取組みに関する情報収集（状況に応じて見学等を含む）
- (イ) 「社会・地域における公益的な取組み」の記録と分類
  - \* 『慈愛会ビジョン 2025(行動指針5 地域共生社会の実現)』  
実践のポイント（中期目標）②をベースに
    - ・『社会・地域における公益的取組み一覧表』の更新
    - ・『事業分類一覧表』の更新
- (ウ) 広報紙『かわら版』の作成
  - ・発行日：9月・3月（年2回）
  - ・目的：慈愛会が行う「社会・地域における公益的な取組み」や、近隣地域の人々とのつながりを紹介・発信することで、地域福祉の更なる増進に努める。

## ⑥ 法人感染対策部会【2025年度（令和7年度）事業計画】

目的：法人内施設の感染症の発生等における情報の共有および相談を受けて対策について検討助言を行う。また、感染対策に必要な物品の備蓄を行う。

### （1）安心安全で良質なサービスを提供するため利用者の生活環境・利用環境を整備する。

- 1) 感染症の予防・拡大防止のためのマニュアルの順守と定期的に見直しを行い、利用者支援を行う中で感染対策を徹底する。

- 2) 感染対策に関する研修を実施することで、職員自身が施設内に感染症等を持ち込まないという意識を醸成させ、標準予防策で対応できるよう、各事業所で教育していく。
  - 3) 感染対策に必要な个人防护具と消毒薬等の備蓄。
  - 4) 感染の疑いがある者や感染者が発生した場合に備え、感染拡大を防止するゾーニング等の対応方法の明記と周知徹底を行う。
  - 5) 特に入所施設居住系事業所においては、平時から関係機関（行政・保健所医療機関）との連携（予防対策・感染者発生時の対応方法への助言・指導等）を図る。
  - 6) 感染症や自然災害等が発生した場合を想定し、各事業所で業務継続計画（BCP）を作成し、必要時に行動できるよう日ごろから訓練を実施し、その内容は定期的に見直しを行う。
  - 7) 各施設間での感染症発生情報を共有（法人共有ネットワーク：感染症発生レポートへの入力）し、適切な相互支援を行う。
- (2) 基本的人権を尊重した感染対策を実施する。
- 1) 利用者やその家族等への感染対策の説明（インフォームドコンセント）をその都度行い、理解と同意を得たうえで、適切な感染対策を行う。
  - 2) 感染拡大のリスクを客観的にとらえ、その変化に応じて多様性や価値観の違いによる差別を根絶して、個人情報保護に基づく適正かつ的確な対策を運営する。
- (3) サービスの質の向上に寄与する。
- 1) 多様化する感染症の基本的な対策のスキルを習得し、感染拡大を防止するとともに、その対策によって日常生活のサービスの質の低下に繋がらないように、良質な生活環境の確保に努める。
  - 2) 医療と福祉サービスの両立。  
法人内の施設の特徴を理解したうえで、医療の視点から標準予防策を行う。
- (4) 具体的実施内容
- ・年1回、各事業所別に集団で感染症が発生した場合を想定した模擬訓練を実施する。
  - ・法人内施設職員に向けた基本的な標準予防対策と経路別感染対策の研修として、聖ヨゼフ園の感染対策に関する園内研修を各事業所へオンラインで受講できるように計画。
- (5) 現状の課題解決に向けた取り組み
- 1) 具体的な課題が各事業所から挙がっている。  
今後の法人感染対策部会の会議の持ち方として、書面で行うか今年度同様、オンラインで行うか、会議内容や会議開催など頻度も含めて検討していく。
    - ・J叶5類に移行（2023/5/8）してまもなく2年。
    - ・令和6年度、4回会議を開催（Zoom2回、書面報告2回）。
    - ・会議内容は、活動報告や感染症報告等を行い情報共有。
    - ・各事業所でBCPを作成し、有事の際は行動できるようにしている。

・相談内容なども特に挙げてこない。

2) 感染対策だけでなく、法人内で働く医療職としてのスキル向上に向けた取り組みをしたい。

・報告から、各事業所で働く看護師・介護職の役割や業務内容を知る。

・訪問見学などを通して、各事業所の看護師・介護職の役割を知る。

#### ⑦ 法人心理士会 【2025年度（令和7年度）事業計画等】

##### (1) 目標

法人心理士会としての業務・機能の確立と展開

##### (2) 重点課題

ア 地域支援・地域連携の検討・実施

イ 親子関係形成支援事業（大刀洗町）およびペアレントトレーニング（独自事業）の実施

ウ 将来構想（法人心理士会としての業務・機能の具体化）

##### (3) 重点課題に対する目標と取り組み

ア 定例会議にて、「地域支援」をテーマとした勉強会を行う。

（制度、実践例の紹介、ケース検討など）

イ 親子関係形成支援事業（大刀洗町事業）とペアレントトレーニング（独自事業）を実施し、近隣地域の子育て支援を推進する。

ウ 清心慈愛園・清心乳児園の合同改築を見据え、施設の枠を超えた法人心理士会の機能的な連携の在り方を具体的に検討する。

##### (4) 取り組み

ア 法人心理士会 定例会議の開催（1回/月）

【内容】情報交換、法人内スーパービジョン、地域支援に関する勉強会

イ 地域住民を対象とした心理的支援の検討と実施

ウ 園内研修等への講師派遣（法人内）

エ 法人心理士会におけるピアサポート体制の整備と実施

（新任心理職のサポートを中心に）

オ 法人内における心理的緊急支援

カ 地域支援・地域連携・ペアレントトレーニングに関する外部研修への参加

### 3. 法人内業務スケジュール（予定）について

2025年	4月	3日	人事考課 研修（新任職員・新任考課者）	大刀洗地区
		4日	人事考課 研修（新任職員）	糸島地区
	6月		中堅職員ステップアップ研修	
	7月	上旬	2025年度 第1回法人全体会	
			初任者研修	
	9月		法人リーダー・管理者（マネジメント）研修	
	10月		新任職員中間フォローアップ研修	

	11月		第27回法人全体研修会
2026年	1月		新任職員サポーター研修
	2月		新任職員フォローアップ研修
	3月	上旬	2025年度 第2回法人全体会
		下旬	2026年度 新任職員事前研修

#### IV. 改正社会福祉法に基づく運営体制の確保に向けた取り組み

##### 1. 経営組織のガバナンスの強化

###### (1) 評議員会(議決機関)の開催・運営

日程	会議名	主な議案等
2025年 6月	定時評議員会	2024年度計算書類等の承認事業報告、次期役員等の選任、その他
2025年 10月	臨時評議員会	2025年度の補正予算案の承認、その他
2026年 3月	臨時評議員会	2025年度の補正予算案の承認、その他 2026年度事業計画、予算案の承認、その他

※ 臨時評議員会は、上記以外にも必要に応じて開催

###### (2) 理事会(執行機関)の開催・運営

日程	会議名	主な議案等
2025年 6月	理事会	2024年度事業報告、計算書類等の承認 定時評議員会の招集事項の決定 次期役員等候補者の選任
	理事会	理事長、常務理事の選任、その他
2025年 10月	理事会	2025年度補正予算案の承認 臨時評議員会の招集事項の決定 理事長、常務理事の職務執行状況報告、その他
2026年 3月	理事会	2025年度補正予算案の承認 2026年度事業計画、予算案の承認 臨時評議員会の招集事項の決定 理事長、常務理事の職務執行状況報告、その他

※ 理事会は、上記以外にも必要に応じて開催

###### (3) 監事監査 2025年6月 開催(その他必要に応じて実施)

###### (4) 会計監査(前年度を参考)

日程	項目	概要
2025年 12月	期中監査	内部統制の検証手続、期中取引の実証手続
2026年 4月	//	残高確認状発送手続・実査
2026年 5月	期末監査	期末実証手続

## 2. 経営組織のガバナンスの強化

(1) 改正社会福祉法により、情報公開の対象範囲の拡大とルールの特明確化が図られたため、情報公開の対象となる書類等を主たる事務所に備え置き・閲覧やインターネットにより公表する。

### ア 備え置き・閲覧及び公表

事業報告書、計算書類等（貸借対照表、収支計算書、附属明細書）、財産目録、現況報告書（役員等名簿、役員等区分ごとの報酬総額等）、定款、監事監査報告、会計監査報告、事業計画、社会福祉法人財務諸表等電子開示システムによる情報公開

## 3. 財務規律の強化

社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。

社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。

(ア) 社会福祉充実残額の明確化（社会福祉充実残額の算定）

## 4. 地域における公益的な取組

社会福祉法人は、社会福祉事業及び社会福祉法第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する。

## V. 苦情解決等に関する第三者委員会の開催 年2回（8月、2月）

## VI. 関係機関等への報告・諸手続き等

1. 2025 年度退職共済職員名簿を福祉医療機構へ提出
2. 福祉及び介護職員処遇改善加算に関する申請・報告書を所轄庁へ提出
3. 公益法人等係る収支計算書又は課税期間分消費税の確定申告を所轄税務署へ提出
4. 社会福祉法人変更登記（資産総額の変更、理事長の変更）を法務局へ提出
5. 社会福祉法人現況報告書及び監査報告書を所轄庁へ提出
6. 令和 6 年度事業報告書を福祉医療機構へ提出
7. 補助事業並びに助成金事業等に関する申請・完了報告書等
8. 法人所轄庁、その他関係機関への諸手続き等

## Ⅶ. 2025 年度借入金元金償還計画

施設名	償還金元金	利息	合計
聖ヨゼフ園	15,708,000 円	938,818 円	16,646,818 円
デイサービス源藤の里こころ	3,804,000 円	365,418 円	4,169,418 円
小規模多機能ホーム源藤の里こころ	4,128,000 円	396,542 円	4,524,542 円
篠原の里	10,668,000 円	2,306,167 円	12,974,167 円
計	34,308,000 円	4,006,945 円	38,314,945 円

## Ⅷ. 事業所内保育所（きっずるーむ あいあい）の運営

### 1. 許認可等

- (1) 平成25年12月27日（「事業所内保育施設運営計画」認定決定通知 受領）
- (2) 平成26年 1月17日（福岡県あて「認可外保育施設設置届出」提出）

### 2. 事業開始 平成26年1月6日

### 3. 管理運営責任者 株式会社アイگران（広島市中区光南2-1-30）

### 4. 保育施設

- (1) 医療福祉センター聖ヨゼフ園3階73.62㎡

（保育室15.90㎡、乳児室25.66㎡、便所1.33㎡、調理室5.65㎡、その他（事務室等）25.08）

5. 保育実績（2023年度 延べ1,186名）（2022年度 延べ1,147名）  
（2021年度 延べ1,494名）（2020年度 延べ1,732名）

## Ⅸ. 生計困難者に対する相談支援事業の実施

### 1. 定款変更（認可日） 平成 29 年 11 月 15 日

- (1) 第 1 条（目的）第 2 項（第二種社会福祉事業）に「生計困難者に対する相談支援事業の経営」を追加

### 2. 事業名

- (1) ふくおかライフレスキュー事業
- (2) みやざき安心セーフティネット事業

### 3. サポーター研修受講者（令和 6 年 4 月 1 日現在 在職者） 16 名

清心慈愛園 4 名・聖ヨゼフ園 5 名・清心乳児園 1 名・富の里 4 名・篠原の里 2 名

## X. 福岡県災害派遣福祉チーム（DWAT）への参加（登録）

### 1. 登録者数（令和 7 年 3 月 5 日現在 在職者）

15 名 [聖ヨゼフ園 6 名・清心乳児園 1 名・富の里 5 名・篠原の里 3 名]